

風営法におけるダンス

基本的な考え方

客にダンスをさせる営業は、適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供

その一方で、営業の行われ方いかんによっては、享樂的雰囲気
が過度にわたり、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、または少年
の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため必要な規制を実施

→ 規制の対象となる営業についても、この趣旨に即して判断

営業の種類に応じた扱い

3号営業(ダンス + 飲食)

- ・ペアダンス
- ・ペアダンス以外のダンス

→ 客に飲食をさせることを伴うものであり、4号営業よりも享樂的雰囲気が過度にわたるおそれ大きいことから、ペアダンス以外のダンスも対象

4号営業(ダンス)

- ・ペアダンス

→ ヒップホップダンスや盆踊りなど、男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされていないダンスは原則として対象外

原議保存期間5年
(平成30年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第188号
平成24年12月17日
警察庁生活安全局保安課長

客にダンスをさせる営業に係る質疑応答について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第274号)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成24年国家公安委員会規則第14号)が平成24年11月21日に公布、施行されたところであるが、客にダンスをさせる営業に関し、これまでに当課に寄せられた質疑及びその回答を別紙のとおり取りまとめたので執務の参考とされたい。

別紙

問 設備を設けて客にヒップホップダンスや盆踊り等をさせる営業（客に飲食をさせる営業を除く。）は、ダンスホール等営業（4号営業）として規制されるのか。

（答）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第4号において「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」（以下「4号営業」という。）を風俗営業として掲げ、これに所要の規制を行っているのは、このような営業は、その行われ方いかんによっては、男女間の享樂的雰囲気や過度にわたり、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるからである。

したがって、社交ダンスに代表されるような男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされているダンス（以下「ペアダンス」という。）を客にさせる営業は、その性質上、男女間の享樂的雰囲気や過度にわたる可能性があり、4号営業として規制対象となるが、一方、ヒップホップダンスや盆踊りなど、男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされていないダンスを客にさせる営業は、それだけでは、男女間の享樂的雰囲気や過度にわたる可能性があるとは言い難く、現実に風俗上の問題等が生じている実態も認められないことから、原則として4号営業として規制対象とする扱いとしていない（ただし、このようなダンスを客にさせる営業であっても、例えば、ダンスをさせるための営業所の部分の床面積がダンスの参加者数に比して著しく狭く、密集してダンスをさせるものなど、男女間の享樂的雰囲気や過度にわたる可能性があるものについては、4号営業として規制対象となり得る。）

なお、ヒップホップダンスや盆踊りをさせる営業のほかに、どのようなダンスをさせる営業であれば4号営業としての規制の対象外となるかについては、当該営業の実態をみて、男女間の享樂的雰囲気や過度にわたり風俗上の問題等を生じさせるおそれがあるかといった観点から、個別に判断することとなる。

問 地方公共団体や公益法人等が公民館等で行ういわゆる社交ダンス講座において、指定講習の修了者等ではないダンス教師がダンスを指導する場合は、ダンスホール等営業（４号営業）として規制されるのか。

(答)

風営法は、４号営業として、設備を設けて客にダンスをさせる営業を規制対象としているが、ここでいう「営業」とは、「営利の目的をもって同種の行為を反覆継続して行うこと」をいい、「営利」とは、「財産上の利益の獲得を図ること」をいう。

地方公共団体や公益法人等（以下「地方公共団体等」という。）によるいわゆる社交ダンス講座等において、趣味やスポーツとしての、又は健康増進のためのダンスの指導が活発に行われているところ、こうした活動については、通常は、「営利」の目的がなく、４号営業に該当しないものと考えられる（なお、地方公共団体等がいわゆる社交ダンス講座等で指導を行うダンス教師に対し、社会通念上妥当とされる謝金を交付することをもって、直ちに「営利」の目的があると判断することは適当でない。また、地方公共団体等が参加者から少額の参加料を徴収し、これを施設使用料やダンス教師への謝金に充当した上で、その収支が黒字となることがあったとしても、そのことをもって、直ちに「営利」の目的があると判断することも適当でない。）。

もっとも、いわゆる社交ダンス講座等であっても、その実態を個別に吟味し、４号営業の要件を充足すると認められる場合には、風営法の規制対象となる。

問 設備を設けて客にヒップホップダンス等の男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされていないダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業は、ナイトクラブ等営業（3号営業）として規制されるのか。

(答)

客にダンスをさせる営業は、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、享乐的雰囲気 が過度にわたり、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に 障害を及ぼすおそれがあるため、必要な規制を行っているものであり、その規制 対象となる営業についても、この趣旨に即して判断されることとなる。

風営法第2条第1項第3号に掲げる「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）」（以下「3号営業」という。）については、4号営業と異なり、「客にダンスをさせ」ることに加えて、「客に飲食をさせる」ことを伴うものであり、このため、4号営業よりも享乐的雰囲気が過度にわたり風俗上の問題等を生じさせるおそれ が大きいことから、ペアダンスをさせるものはもとより、ペアダンス以外のダンスをさせるものであっても、なお所要の規制を行い、各種弊害を防止する必要がある。実際に、風営法の規制に違反して営まれている3号営業の状況をみると、ペアダンスをさせているものではなくても、店内外における暴行・傷害事案等が発生したり、周辺住民等からの騒音や酔客による迷惑行為等の苦情が警察に寄せられたりするなど、善良の風俗等を害し、各種問題を起こしている実態がある。

したがって、ペアダンス以外のダンスをさせるものであっても、併せて客に飲食をさせる営業については、3号営業として規制対象となる。ただし、外形的には「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」に当たる営業であっても、当該営業の実態に照らして明らかに「享乐的雰囲気が過度にわたり風俗上の問題等を生じさせるおそれがある」とは認められないものについては、3号営業としての規制の対象とならないものと解される（例えば、食事付きの盆踊り体験プログラム）。

ダンスをさせる営業に対する地域規制(1)

許可の基準(法・政令)

風営法第4条第2項第2号

営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるときは許可をしてはならない。

風営法施行令第6条第1号、第2号(政令で定める基準)

住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域
その他の地域のうち、学校その他の施設で学生等のその利用者の構成その他のその特性にかんがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域(当該施設の敷地の周囲おおむね100mの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。)

東京都の場合

住居集合地域()

() 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

学校、図書館、児童福祉施設、病院及び診療所の敷地の周囲100m以内の地域
ただし、近隣商業地域及び商業地域のうち、下記地域に該当する部分を除く。

近隣商業地域

- ・ 大学、病院(第一種助産施設を含む。)及び診療所(8人以上の患者を入院させるための施設を有するもの)の敷地からの距離が50m以上の区域
- ・ 第二種助産施設及び診療所(上記以外のもの)の敷地からの距離が20m以上の区域

商業地域

- ・ 学校(大学を除く。)、図書館及び児童福祉施設(助産施設を除く。)の敷地からの距離が50m以上の区域
- ・ 大学、病院(第一種助産施設を含む。)及び診療所(8人以上の患者を入院させるための施設を有するもの)の敷地からの距離が20m以上の区域
- ・ 第二種助産施設及び診療所(上記以外のもの)の敷地からの距離が10m以上の区域

中央区、港区、新宿区及び渋谷区内の風俗営業所密集区域

ダンスをさせる営業に対する地域規制(2)

営業延長許容地域(法・政令)

風営法第13条第1項

風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前1時まで営業可能

風営法施行令第7条の2第1号(政令で定める基準)

店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業並びに深夜酒類提供飲食店営業及び興行場営業の営業所が1km²につきおおむね300箇所以上の割合で設置されている地域であること。

次に掲げる地域に隣接する地域でないこと。

ア 住居集合地域

イ その他の地域のうち、住居の用に併せて商業等の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

東京都の場合

商業地域のうち公安委員会が告示する地域

ただし、住居集合地域()からの距離が20m以下の区域を除く。

() 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

公安委員会が告示する地域(23区、10市)

- ・ 中央区 銀座一～八丁目ほか
- ・ 港区 六本木一～七丁目ほか
- ・ 新宿区 歌舞伎町一、二丁目ほか
- ・ 渋谷区 道玄坂一、二丁目ほか
- ・ 豊島区 池袋一～三丁目ほか 等

風俗営業(3号営業)と飲食店営業の規制

	営 業 時 間					許可(届出)件数 (H25末現在)
	日 出 時	午 後 10 時	午 前 0 時	午 前 1 時	翌 日 日 出 時	
3号営業 (ダンス+飲食)						391
飲食店営業						276,353 (深夜酒類提供飲食店)

「遊興」・・・ 不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興業等を見せる行為
 生バンドの演奏等を客に聴かせる行為
 のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為
 舞台装置を設けて不特定の客にカラオケを使用させる行為等

面積及び照度の規制

	面積	照度
1号営業(ダンス+飲食+接待) 3号営業(ダンス+飲食)	66㎡以上 ダンスをさせる部分1/5以上	5ルクス超
2号営業(飲食+接待)	1室あたり ・和風9.5㎡以上 ・洋風16.5㎡以上 1室のみの場合、制限なし	5ルクス超
4号営業(ダンス)	66㎡以上	10ルクス超
5号営業(低照度飲食店) 10ルクス以下	5㎡以上	5ルクス超
6号営業(区画席飲食店) 5㎡以下	なし	10ルクス超
深夜飲食店営業	1室あたり9.5㎡以上 1室のみの場合、制限なし	20ルクス超

騒音及び振動の規制に関する条例の基準

風俗営業

	地域	数値		
		昼間	夜間	深夜
騒音	住居地域	5 5 db	5 0 db	4 5 db
	商業地域	6 5 db	6 0 db	5 5 db
	その他の地域	6 0 db	5 5 db	5 0 db
振動		5 5 db		

深夜飲食店

	地域	数値
		深夜
騒音	住居地域	4 5 db
	商業地域	5 5 db
	その他の地域	5 0 db
振動		5 5 db